

今後の水環境制度の展開について

昭和の時代

水質汚濁



泡立ち、臭気を放つ川

ゴミが目立つ川や海岸

環境基準の創設

排水基準、排水規制の創設

BOD/CODを中心としたモニタリング

平成の時代

水質は改善



汚濁対策が必要な水域は一部残っているが、多くの水域で水質が改善



環境基準（生活環境項目）の達成率は、20年程度ほとんど横ばいで推移

水生生物保全環境基準、底層溶存酸素量など新しい制度を取り入れてきたが、基本的には公害時代の制度をそのまま引き継いでいる

令和の時代

良好な水環境の創出



水質のみならず、水生生物や景観など幅広い観点から良好な水辺を目指す

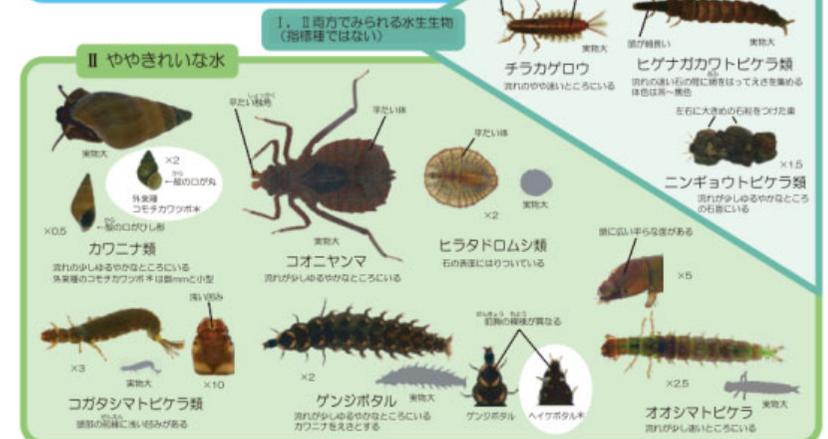


地場産業・地域づくりなど、「保全」に加え、水辺の「活用」の観点を取り入れ、多くの主体の参加を促す

これまでの汚濁対策の制度をベースとしつつ、良好な水環境の創出を目指す制度へ発展

- 適切な指導のもと、小学生、中学生、高校生、一般の人々のだれでも簡単に参加できる
- 調査結果は、環境省ウェブサイトに登録できる。全国の調査結果がウェブサイト上で共有。
- 毎年3万人を超える参加者

水質階級と指標生物



*のついている生物はよく似ていますが指標種（水質判定に使う水生生物）ではありません。平成23年度版